



徘徊高齢者位置検索 システム利用費の助成

対象 鳥取市に住所があり、徘徊行動のある高齢者を介護している家族

助成内容 携帯端末機の契約時に必要な加入料金5千円と付属品費2千円を助成

※月々の利用料は個人負担
問い合わせ先 ▼各中学校区の在宅介護支援センター▽高齢社会課 (☎20-3173)

鳥取市総合防災訓練

地震による災害を想定し、市役所、関係機関、市民が参加して防災訓練を行います。
とき 9月10日(金)午前10時～

■各会場

- ①鳥取市役所(災害対策本部)
- ②賀露小学校 ③鳥取赤十字病院
- ④鳥取港 ⑤関係町村
- ⑥各事業所・自主防災会

※自主防災会の訓練に参加して、災害発生時の心構えと知識を身に付けましょう。なお、当日は訓練のため防災ヘリコプターが飛行します。ご理解とご協力をお願いします。
問い合わせ先 総務課危機管理室 (☎20-3118)

秋の砂丘一斉清掃

ごみのないきれいな砂丘を守るため、みなさんのご協力をお願いします。

とき 9月26日(日) 午前9時30分～11時30分
※雨天の場合、10月3日(日)に順延

集合場所 砂丘県営駐車場
申し込み先 同実行委員会 (市民参画課内・☎20-3163)

救急医療講習会

とき 9月11日(土) 午後2時～5時
ところ 東部消防局(吉成)



対象 中学生以上
内容 心肺蘇生法の実技など
講師 東部医師会より派遣

児童手当の手続き

児童手当は平成16年6月の法改正により、支給対象が小学3年生まで拡大されました。小学校2・3年生の児童を養育している人は、新規認定または額改定の手続きが必要です。平成16年9月30日までに手続きをすと、平成16年4月までさかのぼって支給されます。
まだ手続きをしていない人は、平成16年9月30日までに児童家庭課で手続きをしてください。

新規認定の手続き

平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれの児童を養育している人で、現在児童手当を受けていない人
※ただし、所得制限があります。
■手続きに必要なもの ▷印鑑 ▷請求者名義の普通預金口座(郵便局は不可) ▷平成15年1月1日以降に鳥取市に転入した人は、前住所地の市町村が発行する児童手当用の所得証明書 ▷健康保険被保険者証など

額改定の手続き

平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれの児童を養育している人で、現在児童手当を受けている人
■手続きに必要なもの ▷印鑑
※上記に限らず所得超過などの理由で請求していない人も、所得の変更などにより受給できることもありますので、お問い合わせください。

■問い合わせ先 児童家庭課 (☎20-3179)

9月のごみ収集

受講料 無料
申し込み先 東部消防局 (☎20-3163)
▽九月二十日(月)敬老の日
は、月・木コースの可燃ごみおよび第三月曜日コースの古紙類は収集します。それ以外は収集しません。
▽九月二十三日(木)秋分の日
は、月・木コースの可燃ごみおよび第四木曜日コースの古紙類は収集します。それ以外は収集しません。

種別	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	食品トレー プラスチック 資源ごみ 小型破砕ごみ
9月20日(月) (敬老の日)	収集します	収集します (第3月曜日コースのみ)	第1・3月曜日コースの収集は9月22日(水)に振り替えて収集します	収集しません
9月23日(木) (秋分の日)	(月・木曜日コースのみ)	収集します (第4木曜日コースのみ)	第2・4木曜日コースの収集は9月30日(木)に振り替えて収集します	

※朝8時までに必ず出してください。

問い合わせ先 生活環境課 (☎20-3217)